漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定により定めたくろまぐろ（大型魚）に関する令和３管理年度（令和３年４月１日から令和４年３月31日までの期間をいう。）における同項に規定する数量を次のとおり変更した。

一　くろまぐろ（小型魚）

（略）

二　くろまぐろ（大型魚）

１　都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

52.1トン

２　知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（４月から６月まで）	1.8トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（７月から９月まで）	0.9トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	19.3トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（１月から３月まで）	26.3トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（４月から６月まで）	0.4トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（７月から９月まで）	0.0トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から12月まで）	0.0トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（１月から３月まで）	1.1トン

新　旧　対　照　表

新（変更後）

一　くろまぐろ（小型魚）

（略）

二　くろまぐろ（大型魚）

1　都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

52.1トン

2　知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（４月から６月まで）	1.8トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（７月から９月まで）	0.9トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	19.3トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（１月から３月まで）	26.3トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（４月から６月まで）	0.4トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（７月から９月まで）	0.0トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から12月まで）	0.0トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（１月から３月まで）	1.1トン

旧（変更前）

一　くろまぐろ（小型魚）

（略）

二　くろまぐろ（大型魚）

1　都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

52.1トン

2　知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（４月から６月まで）	1.8トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（７月から９月まで）	0.9トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	19.3トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（１月から３月まで）	23.8トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（４月から６月まで）	0.4トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（７月から９月まで）	0.0トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から12月まで）	0.0トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（１月から３月まで）	3.6トン

参 考

くろまぐろに関する令和３管理年度における知事管理漁獲可能量について

くろまぐろ（大型魚）について、別紙「くろまぐろに係る令和３管理年度の県内融通の取扱いについて」第３の規定により定置漁業から漁船漁業等へ漁獲可能量の融通が行われ、令和４年２月１５日付けで本県の知事管理漁獲可能量を変更しました。

１　知事管理漁獲可能量（全体）について

特定水産資源	知事管理漁獲可能量（全体）
くろまぐろ小型魚（30 kg未満）	**８２．０トン**
くろまぐろ大型魚（30 kg以上）	**５２．１トン**

２　漁業の種類別・地区別・期間別の知事管理漁獲可能量について

【小型魚（30kg未満）】　　単位：トン

漁業の種類・地区	期　間				合計
	R3.4～6	R3.7～9	R3.10～12	R4.1～3	
定置漁業	1.3	1.1	4.3	11.5	18.2
漁船漁業等	0.5	0.0	0.5	62.4	63.4
銚子・九十九里	0.4	0.0	0.3	16.2	16.9
夷　隅	0.0	0.0	0.2	30.8	31.0
安　房	0.1	0.0	0.0	15.4	15.5
合　計	1.8	1.1	4.8	73.9	81.6

※留保：0.4

【大型魚（30kg以上）】　　単位：トン

漁業の種類	期　間				合計
	R3.4～6	R3.7～9	R3.10～12	R4.1～3	
定置漁業	0.4	0.0	0.0	1.1	1.5
漁船漁業等	1.8	0.9	19.3	26.3	48.3
合　計	2.2	0.9	19.3	27.4	49.8

※留保：2.3

※下線部が変更部分です。

別紙

くろまぐろに係る令和３管理年度の県内融通の取扱いについて

第１　趣旨

くろまぐろについては、国から本県に配分された数量をそれぞれの知事管理区分に配分の上漁獲管理を行っている。一方、漁場の形成状況等により配分した数量を消化できない場合も想定されることから、本県に配分された数量を有効に活用するため、令和３管理年度における知事管理区分間の融通に関しては、千葉県資源管理方針（以下「県方針」という。）の規定によるほか、この取扱いの定めるところによる。

第２　くろまぐろ（小型魚）に係る令和３管理年度の県内融通の取扱いについて

１　定義

この取扱いに係る配分量及び漁獲量は、次の⑴から⑷に掲げる漁業の種類別及び地区別の管理区分（以下「管理区分」という。）の期間別の漁獲可能量及び期間別の漁獲量の総量とする。

⑴　銚子・九十九里地区漁船漁業等

⑵　夷隅地区漁船漁業等

⑶　安房地区漁船漁業等

⑷　定置漁業

２　融通の取扱い

国から本県に配分された数量を有効に活用するため、各管理区分の漁業者の間で合意がある場合には、以下の「３　融通の手続き」により取り扱うものとし、配分量の変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

３　融通の手続き

⑴　県は必要に応じて各管理区分の漁業者に対して、融通に係る要望調査を行うものとする。

⑵　⑴の要望調査において配分量の譲渡（融通のうち配分量を譲り受けることなく一方的に譲り渡すものをいう。以下同じ。）が可能である管理区分があった場合、原則として譲受（融通のうち配分量を譲り渡すことなく一方的に譲り受けるものをいう。以下同じ。）要望のあった管理区分へ当初配分比率に応じて配分を行うものとし、県はその結果を各管理区分の漁業者へ通知するものとする。

⑶　⑵の配分の後で、譲受要望をした管理区分の漁業者は必要に応じて当該管理区分の漁業者間で融通の協議ができるものとする。

⑷　⑶の場合において、当該管理区分の漁業者の間で配分量の融通の協議が調った場合は、県に当該協議の結果を報告するものとする。

第３　くろまぐろ（大型魚）に係る令和３管理年度の県内融通の取扱いについて

１　定義

この取扱いに係る配分量及び漁獲量は、漁船漁業等及び定置漁業の期間別の漁獲可能量及び期間別の漁獲量の総量とする。また、消化率は漁船漁業等及び定置漁業それぞれの漁獲量を配分量で除した値とする。

２　融通の取扱い

⑴　定置漁業の配分量について、同漁業の過去５年最大漁獲実績 1.5 トンを残し、残りの数量を漁船漁業等に譲渡する。

⑵　譲渡後、定置漁業において漁獲量が積み上がり、同漁業における消化率が 70%に達した場合には、以下「３　譲渡の条件」のとおり漁船漁業等の配分量の未利用分から、定置漁業が譲渡した数量を上限として配分量の返還を行う。

⑶　配分量の変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

３　譲渡の条件

⑴　定置漁業の消化率が 70%を下回るために必要な数量又は 0.5 トンのいずれか大きい数量を漁船漁業等の配分量から定置漁業の配分量へ返還する。

⑵　定置漁業が譲渡した数量を上限として、⑴の返還は繰り返し行うことができる。

⑶　漁船漁業等において漁獲量が積み上がり、定置漁業に返還するための数量が不足し、⑴及び⑵が行えない場合には、県留保から 1.0 トンを上限として当該不足分を補填する。

４　定置漁業が譲渡可能な数量について

⑴　現在（令和４年２月）の配分量から 1.5 トンを減じた数量（2.5 トン）

⑵　県方針八５⑶イの規定により県の留保から配分される数量（0.1 トン）

⑶　県方針八５⑶ウの規定により他の都道府県等との融通で増加した配分量のうち定置漁業に配分される数量

【大型魚に係る譲渡と返還の配分量イメージ】　（単位：トン）

		定置漁業		漁船漁業等
①	現　在	４．０		４５．８
②	譲　渡（R4 年 2 月）	１．５	→（２．５）→	４８．３
	定置漁業で消化率７割に達した場合（例：漁獲量 1.1 トン／漁獲枠 1.5 トン）			
③	返　還	２．０	←（０．５）←	４７．８

※　③は定置漁業が譲渡した数量を上限として繰り返し行います。